

育児等に関する制度改正について（案）

1. 概要

仕事と育児の両立支援等のため、育児等に関する制度を改正する。

2. 改正内容

(1) 子の看護休暇

①取得要件（取得事由）の拡充

子の行事参加（入園・入学式、卒園・卒業式）の場合にも取得を可能とする。

【参考】 現行の取得要件（取得事由）

- ・ 負傷・疾病による治療・療養中の看病及び通院等の世話の場合
- ・ 予防接種等を受けさせる際の世話の場合
- ・ 感染症に伴う学級閉鎖等により世話をを行う場合

②休暇名の変更

取得要件（取得事由）の拡大にともない、休暇名を「子の看護等休暇」に変更する。

(2) 休暇の取得要件の緩和（会計年度任用職員）

以下の休暇について、会計年度任用職員の取得要件を改正する。

対象の 休暇	子の看護休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、短期の 介護休暇
改正内容 (下線部 を削除)	<p>(改正前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務していること</u> ・ 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められており1年間の勤務日が121日以上であること <p>(改正後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められており1年間の勤務日が121日以上であること

(3) 育児を行う職員の時間外勤務の制限

3歳未満の子のある職員が当該子を養育するために請求した場合、時間外勤務をさせてはならないが（公務の運営に支障がある場合を除く）、対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大する。

3. 実施時期

令和7年4月1日